

## 雇用保険制度研究会開催要綱

## 1. 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用に大きな影響を与える中、雇用の安定と就業を促進するとともに、雇用保険財政の安定運営を図るため、令和4年に雇用保険法等の改正を行った。その際、労働政策審議会の議論の過程や法案の国会審議において、様々な課題が指摘されたところ。

このため、雇用保険の給付と負担の在り方などについて、学識経験者を参集し、現状の分析や論点整理を行い、雇用保険制度の在り方を検討する。

## 2. 論点

- (1) 基本手当の効果検証とその運用も含めた在り方
- (2) 教育訓練給付、求職者支援制度の効果検証とその在り方
- (3) 非正規雇用労働者に対する支援策の在り方
- (4) 育児休業給付とその財源の在り方
- (5) その他

## 3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

## 4. その他

- (1) 本研究会は、厚生労働省職業安定局長が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会には、座長を置き、構成員の互選により選出する。座長は、本研究会を統括する。
- (3) 本研究会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、構成員から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行することとする。
- (4) 本研究会は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の出席を求めることができる。
- (5) 本研究会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。  
ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。この場合においては、非公開とする理由を明示するとともに、少なくとも議事要旨を公開する。
- (6) 本研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局雇用保険課において行う。
- (7) この要綱に定めるもののほか、本研究会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省職業安定局長と協議の上、これを定めるものとする。

雇用保険制度研究会 構成員

さかい ただし  
酒井 正 法政大学経済学部教授

さ さ き まさる  
佐々木 勝 大阪大学大学院経済学研究科教授

と き まさひと  
土岐 将仁 岡山大学大学院社会文化学研究科（法学系）准教授

みずしま いくこ  
水島 郁子 大阪大学理事・副学長

やまかわ りゅういち  
山川 隆一 東京大学大学院法学政治学研究科教授

わたなべ きぬこ  
渡邊 絹子 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

（敬称略・五十音順）